

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

職員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会の役員、職員及びその他の者の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の額及び支給方法)

第2条 役員、職員及びその他の者に支給する旅費の額及び支給方法に関しては、職員の旅費に関する条例（昭和45年7月鳥取県条例第48号）及び証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（昭和45年7月条例第47号）の適用を受ける者の例による。
2 前項の規定に関わらず、会長が必要と認めるときは、別段の定めをすることができる。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。